

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、県では令和3年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、廃棄物の減量化や適正処理の推進等に取り組んできました。

この計画の計画期間が令和7年度に満了することに伴い、これまでの取組状況や廃棄物に関する近年の動向等を踏まえ、令和8年度を初年度とする計画を策定し、本県が取り組む各種廃棄物施策の方向性とその具体的な目標を明らかにした上で、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働し、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

<循環型社会とは？>（循環型社会形成推進基本法第2条より抜粋）

「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいいます。

2 計画の位置付け

長野県循環型社会づくり推進計画は、以下の「廃棄物処理計画」、「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理広域化・集約化計画」として位置付け、一体的な取組を進めます。

なお、本計画は、しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）及び長野県環境基本計画を上位計画としています。

(1) 廃棄物処理計画

我が国における環境政策の基本的な考え方は「環境基本法」に、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みは「循環型社会形成推進基本法」に、廃棄物の具体的な処理方法等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」において定められています。

廃棄物処理法第5条の2に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を定めており、本計画は同法第5条の5に基づき、都道府県が国の基本方針に沿って定めることとされています。

本計画は、同法に基づく法定計画として、循環型社会形成推進基本法を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和

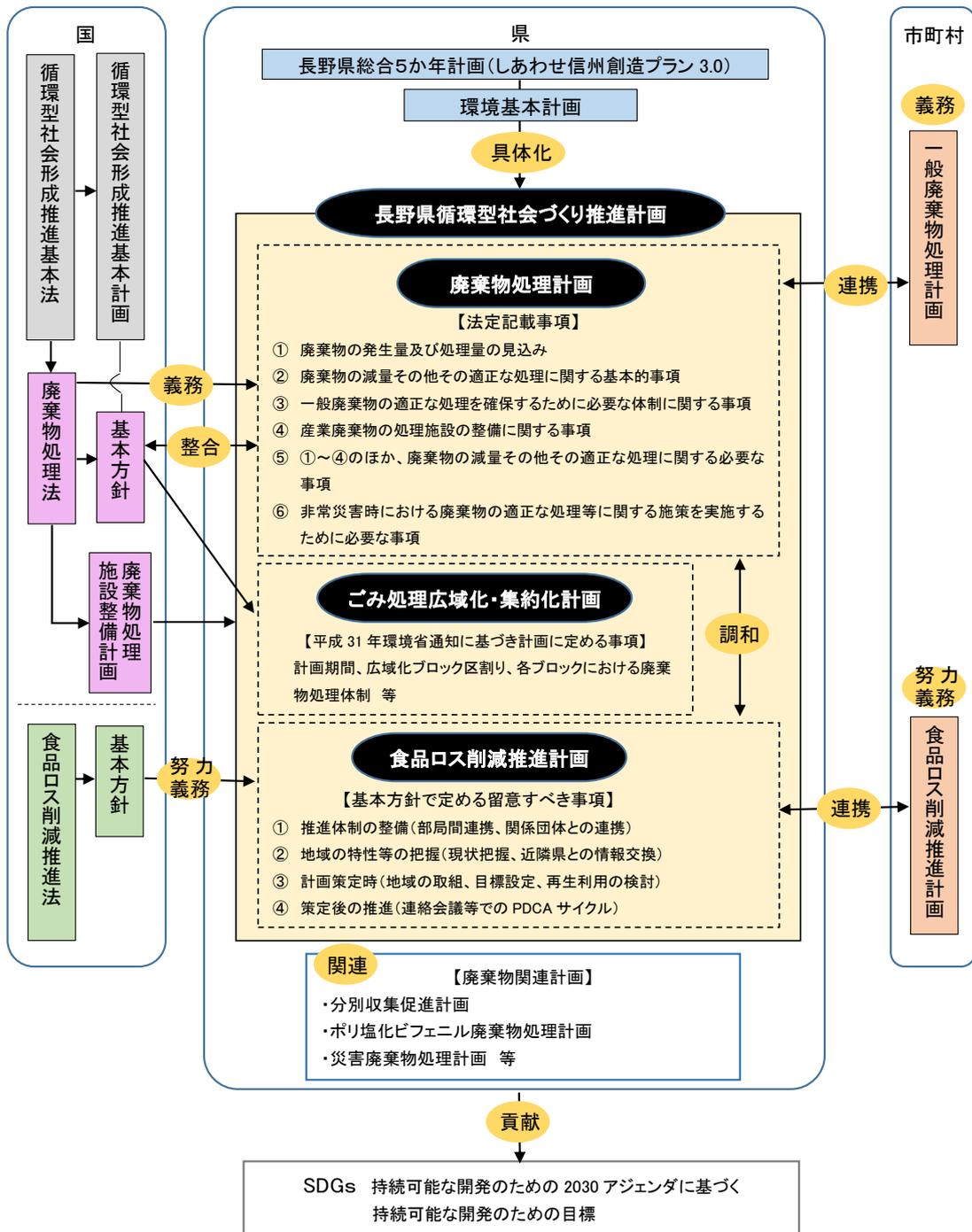
7年環境省告示第6号)の基本的な事項及び同法第5条の3第1項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年6月30日閣議決定)の廃棄物処理施設整備事業に関する計画として策定します。

(2) 食品ロス削減推進計画

令和元年5月24日に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和7年3月25日閣議決定)を踏まえ、都道府県が策定する食品ロス削減推進計画として位置付けています。

(3) ごみ処理広域化・集約化計画

平成31年3月29日付け環境省通知において、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、都道府県は管内市町村等と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画を定めることとされました。



※本計画との関連性が高いSDGsのゴールを掲載しています。

図 1-1 計画の位置付け

3 計画の期間

廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画は令和8年度から12年度までの5年間とします。

また、ごみ処理広域化・集約化計画は令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

4 廃棄物を取り巻く現況

近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済の衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。また、2050ゼロカーボンの実現を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このような状況の変化に対応し、様々な課題の解決を図るため、循環型社会の形成に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

近年では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースとされ、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するものとして、前面に打ち出されています。

国においては、循環経済への移行を国家戦略とし、動静脈産業の連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環等により、循環型社会、さらには脱炭素社会の実現に取り組むとする「第五次循環型社会形成推進基本計画」が令和6年8月に閣議決定されました。

5 目指す将来像

目指す将来像は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、廃棄物の有効活用により天然資源の消費や温室効果ガスの排出を抑制し、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」です。

循環型社会を形成していくことは、私たちの暮らしが環境負荷の少ない、良好な生活環境の中で生まれ、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことにつながります。

<将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」のイメージ>

- ・資源循環の取組が社会に浸透している。
- ・ごみの排出・焼却・埋立量やCO2排出量が少なくなっている。
- ・資源や製品を循環的に利用し付加価値が創出されている。
- ・天然資源の利用（投入量）が必要最小限となっている。
- ・本県の美しく豊かな自然環境が守られている。

6 施策の方向性

本計画では、令和12年度の目標値を設定した上で、以下の3点の施策に中心的に取り組み、廃棄物の減量化や適正処理の推進を通じて、2050ゼロカーボンの実現等の様々な課題の解決を図りながら、目指す将来像である「循環型社会」の形成を目指します。

(1) 資源循環の推進

循環型社会の形成に当たっては、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、次に、廃棄物となったものについて再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順にできる限り循環的な利用を行うことが重要です。

本計画では、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、「長野県脱炭素社会づくり条例」で推進する使い捨てプラスチック製品等からのリプレイス（代替素材への転換）¹を加えた4R（3R+リプレイス）の取組等により資源循環を推進します。

また、廃棄物を取り巻く現況を踏まえ、「循環経済への移行」を本計画における重要な視点として位置付けるとともに、長野県の地域特性を活かした取組を推進します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

4Rに取り組んだ上で、なお排出される廃棄物については、適正に処理することが必要です。

また、近年、大雨・地震等による災害が頻発化・激甚化しており、災害からの早期の復旧・復興のためには、事前の備えや発災後の初動対応、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が重要です。また、大規模災害時は大量の災害廃棄物が一時期に発生するため、可能な限り再資源化し最終処分量を減らす必要があります。

本計画では、廃棄物の適正処理の確保、災害時の適正処理体制の確保、不法投棄等の防止等の取組を推進します。

(3) パートナーシップで課題を解決

廃棄物を取り巻く状況の変化に対応し、様々な課題を解決していくためには、多様な主体によるパートナーシップが欠かせません。

SDGsの視点を踏まえ、県民、地域・NPO、事業者、行政機関等、あらゆる主体が連携し、持続可能な社会の実現を目指し、資源循環及び廃棄物の適正処理を推進します。

¹ 国の「プラスチック資源循環戦略」で推進している「再生可能な資源への代替（Renewable）」と同義語

<長野県廃棄物処理計画（第5期）からの主な見直しポイント>

計画の策定に当たり、上記「4 廃棄物を取り巻く現況」等を踏まえ、見直しを行いました。主な見直しポイントは以下のとおりです。

1 計画の名称を「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更

廃棄物の適正処理という観点だけでなく、設計・製造、使用、再資源化、廃棄など製品のライフサイクル全体を俯瞰した資源循環という視点からの社会づくりを進めるべきとの考え方が重要になってきていることから、計画の名称を「長野県廃棄物処理計画」から「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更します。

2 高い数値目標の設定

今回初めて全国最小値をベンチマークとするなど、高い数値目標を掲げます。

例) 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量は、R5年度全国最小値（749グラム）以下を目指します。（R12年度目標値740グラム）

食品ロス発生量は、R5年度から15%減少を目指します。（R12年度目標5万トン）

3 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに位置付け

計画における特に重要なポイントとして、新たに循環経済に関する項目を第4章の各論部分のトップに位置付け、地域の特性を活かし、廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等を含めた幅広い分野の取組を促進します。

4 食品ロス削減に関する数値目標を新たに盛り込み、取組を充実

新たに食品ロス等発生量の県内推計値・数値目標を盛り込むとともに、食品の消費段階のみならず、生産、製造、販売の各段階における取組を充実させます。

5 災害廃棄物の処理に関して新たに項目を設けて対策を強化

令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理の課題等を踏まえ、新たに項目（節）を設けて平時の事前準備の重要性を強調し、災害廃棄物の仮置場確保や公費解体・撤去の円滑化に関する市町村への技術的支援、各種連携体制の維持・強化等の対策を強化します。

6 使用済みリチウムイオン電池等の適正処理の確保などの社会的課題となっている事項を取り上げ、取組を推進

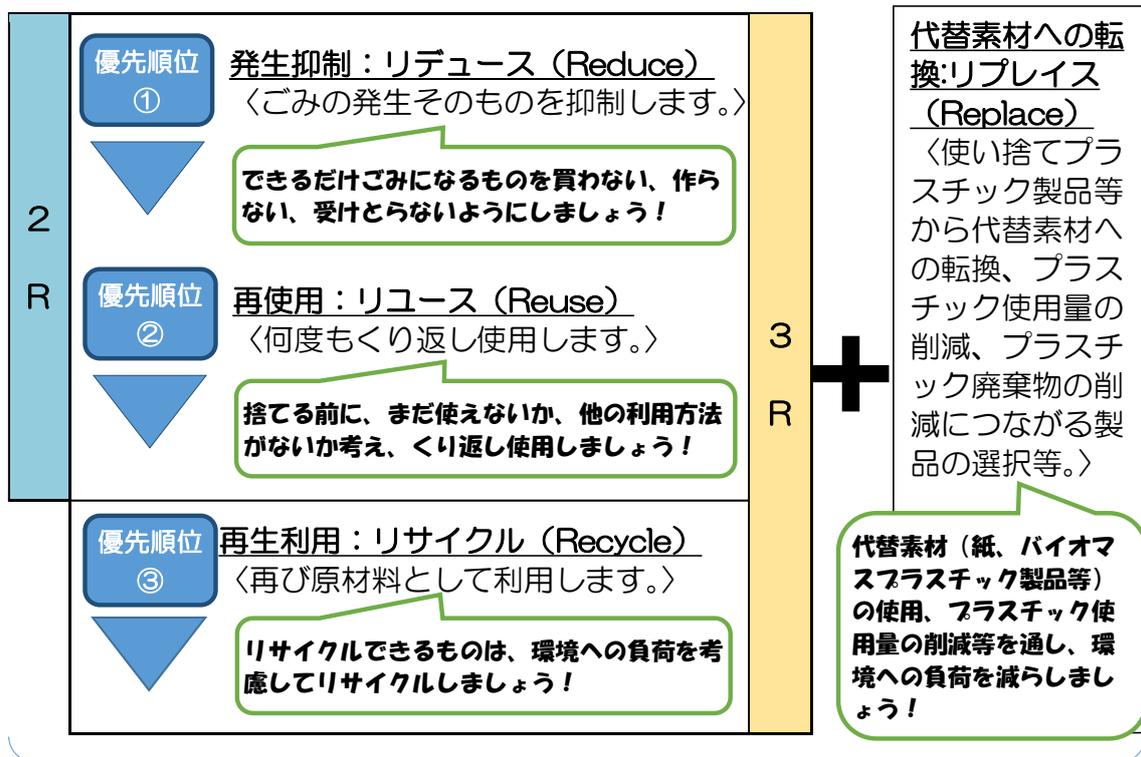
社会的課題となっている以下の事項を取り上げ、取組を推進します。

- ・使用済みリチウムイオン電池等の適正処理の確保
- ・プラスチック資源循環促進法（R4.4施行）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の促進
- ・太陽光パネルのリサイクルの促進・適正処理の確保
- ・金属スクラップ等の適正処理の確保 等

7 計画の進捗管理

計画の実行に当たっては、設定した数値目標をもとに施策の成果と課題を的確に把握するとともに、事業内容の見直しを柔軟に行うことで、より効果的・効率的に施策を実施し、計画の実効性を高めます。

また、計画期間中に社会経済情勢の大きな変化が生じた場合や、廃棄物処理に関する制度改正等が行われた場合は、柔軟かつ適切に対応していきます。



4 R (3 R + リプレース)

それでも、ごみになってしまうものは……

熱回収
〈単に焼却するのではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収します。〉



適正処分
〈最後に残った廃棄物を適正に中間処理や埋立処分します。〉

図 1-2 廃棄物処理の優先順位について

<4 R (3 R + リプレース) について>

長野県では、長野県廃棄物処理計画（第5期）から3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に「リプレース」を加えた「4 R」の推進に取り組んでいます。

リプレースを含めた4 Rの取組を県内に更に浸透させていくため、今後は「4 R（3 R + リプレース）」と表現し、積極的に広報啓発を行っていきます。

< 廃棄物の分類 >

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理の方法や処理責任者が異なります。

○一般廃棄物

一般的には住民の日常生活に伴って生じた廃棄物のことを指しますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と規定されており、実際には、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含まれます。

その処理方法は市町村が決定し、住民及び事業者はそれに協力しなければなりません。

一般廃棄物の処理に関しては、市町村が統括的な処理責任を有しています。市町村が処理業者に処理を委託等した場合であっても、市町村が引き続きその処理責任を有しており、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければなりません。

○産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で規定されています。一般的には、質的にも量的にも市町村が処理責任を負うことが難しいものが規定されています。

排出事業者が自ら又は委託により、政令で定める収集、運搬、処分等の基準又は委託の基準に従って、処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者がその処理について責任を有しています。排出事業者が処理業者に処理を委託した場合であっても、最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずることが排出業者に求められています。